

教 育

現状と課題

本県の障害児教育は、昭和54(1979)年の養護学校教育の義務制実施を節目として、整備・充実を図ってきましたが、20余年が経過した現在、障害のある幼児児童生徒の能力や可能性が十分に発揮されていない状況もあり、一人ひとりの教育的ニーズに応じた取組が十分であるとはいえません。

現在の本県の障害児教育に必要なものは、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて能力や可能性を最大限に伸ばすための教育を行うこと、さらに障害のある幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばすための教育システムと教育内容を創造することです。

今後の取組

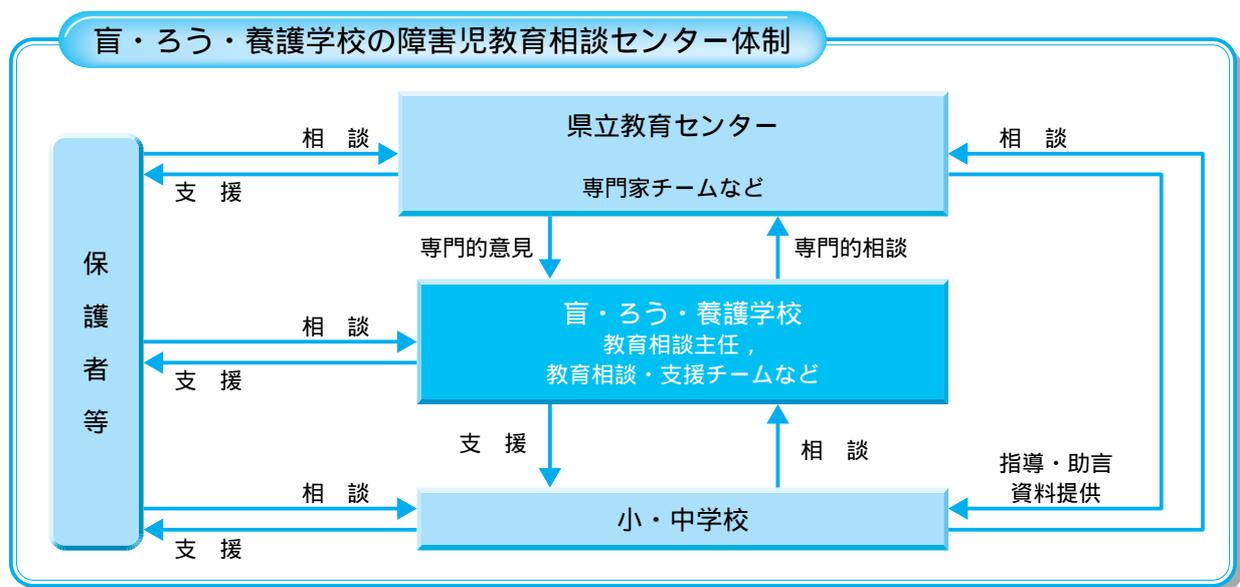
1 適正な就学指導及び教育相談体制の整備・充実

市町村に設置されている*就学指導委員会の機能の充実に向けた支援を行うため、市町村に対して、教育学、医学、心理学等に関する専門家の紹介や就学指導担当者に対する研修等を実施します。

教育、福祉、医療などの関係者が一体となった早期からの相談支援体制を整備するよう市町村教育委員会の取組を支援します。

保護者等に対して、相談機関や学校等の情報をホットライン教育ひろしま（ホームページ）に掲載したり、障害児教育に対する理解促進のためのガイドブックを作成するなど、相談支援に関する情報を幅広く提供します。

盲・ろう・養護学校では、地域の実態や家庭の要請などにより、障害のある幼児児童生徒又はその保護者に対して教育相談を実施したり、教員の専門性や施設・設備を生かした地域における障害児教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすよう学校体制を整備します。



2 盲学校，ろう学校及び養護学校の充実

きめ細かな指導を充実していくためには，授業改善を目的とした取組を図ることが必要であり，盲・ろう・養護学校の共通課題として，次のことに努めます。

- ・ 幼児児童生徒の障害の状態及び地域や学校の実態等に応じた教育課程の改善
- ・ 個別の指導計画の作成及びそれに基づいた指導の改善・充実
- ・ 盲・ろう・養護学校それぞれの専門性に基づくきめ細かな指導の充実及び，教育活動についての自己評価，必要に応じた外部評価，さらに評価結果の公表

一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応できる総合型の養護学校（知的障害と肢体不自由を併置した養護学校）の在り方を検討します。

軽度の知的障害のある生徒を対象とした職業的自立，社会的自立を目指した高等養護学校の在り方を検討します。

一人ひとりの障害の種類，程度に応じたきめ細かな指導を充実していくために，各学校の在籍者数やその教育効果，地域性などを勘案し，専門性を備えた盲・ろう・養護学校の適正配置を行います。

3 教員の専門性の向上

免許法認定講習により，盲・ろう・養護学校の特殊教育教諭免許状を保有していない教員が，一定期間内に免許を取得する体制を整えます。

国，大学，教育センターなどが主催する長期研修などへの計画的な派遣を行います。

理学療法士，作業療法士，言語聴覚士などの専門家を特別非常勤講師として雇用するなどの方策を検討します。

4 小学校，中学校における障害児教育の充実

小・中学校に在籍する障害のある児童生徒が適正な就学により，それぞれの教育の場で

専門性の高い教育を受けることのできる指導内容や方法の充実を図るため、児童生徒の教育的ニーズに応じた教育課程を編成するとともに、実践研究などに対する支援を充実します。

通常の学級に在籍する*学習障害(LD)、*注意欠陥/多動性障害(ADHD)、*高機能自閉症などの児童生徒への教育的対応については、県の研究成果や国における研究及び施策の動向などを踏まえ、支援体制の整備を図ります。

5 交流教育，職業的な自立，開かれた学校づくりの推進

学校相互が十分に連携を図り、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、学習指導要領に則った組織的、継続的な交流教育の効果的な推進を図ります。

障害者の雇用の促進と職業の安定を図る取組を推進するため、広島労働局と県の関係機関で組織する「障害者雇用連絡協議会」との連携を図り、就職率の向上などに取組みます。

家庭や地域社会と連携し、学校評価制度の活用や学校・家庭・地域のネットワークづくりに努めます。

障害の種類や程度に応じた情報機器の整備に努めます。

6 利用しやすい教育施設の整備

障害者などが学校施設を円滑に利用するため、学校施設のバリアフリー化を推進するように努めます。

